

人権出前研修会開催について（お願い）

本市では人権尊重社会の実現をめざして、各種教育啓発活動を行っていますが、その取り組みの一つとして、豊後高田市人権教育啓発推進協議会（会長は市長、趣旨に賛同する団体で構成）において、人権出前研修会の開催を推進しています。

企業や団体等で研修会を計画していただければ、講師の派遣を行いますので、是非ご検討をお願いします。

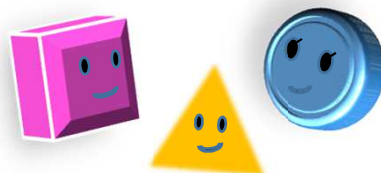
お問合せ先

人権啓発・部落差別解消推進課（隣保館内）

電話/FAX 24-0007

ご存じですか？人権3法

2016年（平成28年）、人権に関する3つの法律が施行されています。



人権啓発推進隊「カラース」

障害者差別解消法	障がい理由とする差別を解消するため、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を柱とし、障がいのある人もない人も、安心して暮らせる社会の実現をめざす法律です。
ヘイトスピーチ解消法	日本に居住する日本以外の特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消をめざす法律です。
部落差別解消推進法	現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別がない社会の実現をめざす法律です。